



## はこだて医療・介護連携サマリー Q&A集

(H31年3月12日 掲載分)

Q1. 前回作成した応用ツールをコピーして使用しているが、応用ツールの氏名と生年月日の項目が元の書式が維持されず、ずれていってしまう。（基本ツールは作成していない）

A：応用ツールの氏名と生年月日は、直接入力するのではなく、基本ツールの氏名と生年月日を入力すると自動的に反映されます。基本ツールを作成する必要がない場合でも、氏名と生年月日、その他自動的に応用ツールに反映される設定になっている項目に関しては、事前に基本ツールに入力されることをお勧めいたします。  
(参考：はこだて医療・介護連携サマリー作成マニュアル 《応用ツール》)

Q2. フェイスシート版を利用していますが、基本ツールの『●身体・生活機能等』の項目の空白部分を備考欄として記載しているのですが、フェイスシートに反映されず、少し不便を感じています。

A：フェイスシート版、プルダウン式サマリーの『●身体・生活機能等』の項目の空白部分を備考欄として入力できるようにセルを結合いたしました。また、フェイスシート版に関しましては、フェイスシートに反映できるように改善いたしました。

(H30年10月30日 掲載分)

Q1. 日付入力が西暦だと入力しづらいので、元号年度の入力にしていただけると助かります。

A：基本ツールは、PC入力の場合[0000/00/00], [S00.00.00]のいずれの方式で入力しても、生年月日であれば和暦に、作成日であれば西暦に自動で入力されます。スラッシュ[/], ピリオド[.], どちらも同様に入力が可能です。  
(参考：はこだて医療・介護連携サマリー作成マニュアル)

Q2. 應用ツールの作成年月日を、和暦ではなく基本ツールと同じ西暦にしてはどうか。

A : 應用ツールは元号変更を考慮して、あえて元号を入れておりません。必要に応じて元号を入力していただいたり、西暦で入力してご使用いただければと思います。

Q3. 應用ツール⑯の記載時、改行ができます、ただ文章を書く状態になってしまいます。

A : 改行する場合は、Altキーを押しながらEnterキーを押していただくと改行できます。

(参考：はこだて医療・介護連携サマリー 應用ツール⑯ 特記事項 コメント)

Q4. 全体として居宅の基本情報として併用できれば手軽に利用できると思う。

在宅での本人の意向、家族の意向を勝手に欄を設けてつけたしているので、最初からあればADL・IADLの用紙を足せばケアマネが作る基準を満たせると思う。

A : H30年7月26日に『フェイスシート版サマリー』を当センターホームページに掲載しておりますので、ご活用いただければと思います。

(参考：当センターホームページ「サマリーについて」H30年7月26日掲載)

Q5. ジェノグラムに他のワードからコピー挿入できれば、又は参考バージョンがあれば良いと感じた。

A : 参考となる図は各種のサマリーのジェノグラム欄に追加しておりますので、ご活用ください。

また、ジェノグラム作成フリーソフト等を使用して、図として貼り付ける方法をとられている方もいるようです。

Q6. 應用ツール⑯について…入院の利用者様に利用時①最終バイタル②最終排便③特記事項について、項目が無かったので追加記載しました。多くの疾患をかかえている利用者様の場合、應用ツールの特定がしにくい場合があり、⑯に自由記載することのほうが多い。

A : できるだけ簡略化しているため、全ての項目を網羅できないことをご理解いただければと思います。

Q7. できるだけ時間をかけたくないの、服薬情報は薬情をコピーしたいが、「応用ツール①付帯情報管理」の「⑤その他文書名」にチェックして入れていいか。

A : その通りになります。「応用ツール①付帯情報管理」の「⑤その他」にチェックを入れていただき、「文書名⇒」に「薬情」と記載し、その他必要な情報がありましたら、備考欄にご記載ください。

Q8. 応用ツール⑩「膀胱留置カテーテル管理」の記載方法について、「5. 使用器具」「6. 消毒薬・衛生材料」について退院時に持たせる訳ではないが、何を記載したらいいのか。

A : 現在の状況を記載してください。その際に交換用セットに含まれている物と重複しないようご注意ください。

Q9. 入院中の患者さんが、今後介護付き有料老人ホームへ退院予定であるが、介護施設側から退院時に「はこだて医療・介護連携サマリー」で情報をもらうと加算がとれると言われた。

- ①介護付き有料老人ホームでとれる加算はあるのか。
- ②その際の情報提供は、はこだて医療・介護連携サマリーを使わなくてはいけないのか。

A : ①平成30年度の介護報酬改定で、特定施設入居者生活介護施設でも退院・退所時連携加算が算定できることとなっております。

- ②サマリーの使用指定はしておりません。内容に関しては、厚労省から必須要件は出されておりませんが、参考例としては書面で示されています。しかし、必ずしもこの様式で情報提供をする必要がある訳ではなく、それぞれの病院の様式で情報提供されてもまったく問題はありません。